

公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社役員等の報酬等及び費用
弁償に関する規程

平成24年8月21日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社（以下「公社」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、週に3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第13号で定める報酬、賞与その他職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社の役員等には報酬等は支給しない。ただし、常勤理事には職務執行の対価として、報酬等を支給する。

2 常勤理事に対して支給する報酬等は、基本報酬、地域手当及び賞与とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の年額は1人につき4,400,000円を超えない範囲内とし、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、その勤務形態を勘案して、理事会で決定するものとする。

- (1) 基本報酬 基本報酬の額は、別表第1に定める額
- (2) 地域手当 基本報酬に当公社職員給与の手当に関する基準第3第2項に規定する割合を乗じて得た額
- (3) 賞与 賞与の額は、当公社職員給与及び旅費規程第6条第2項の規定に基づき算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 基本報酬及び地域手当 毎月15日（その日が日曜日、休日、土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日、土曜日でない日）
- (2) 賞与 毎年6月30日及び12月10日（その日が日曜日、休日、土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日、土曜日でない日）

2 報酬等は、現金をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(基本報酬の額の日割計算)

第6条 月の途中において常勤理事に就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における基本報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(費用弁償の種類及び金額等)

第7条 役員等が職務のため旅行(出張)をしたときは、費用弁償として別表第2に定めるところにより、旅費(交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当)を支給する。

2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

3 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等(1日につき、6,000円)を支給する。ただし、常勤の役員、ひたちなか市の特別職及び一般職の職員から選任された役員等については、交通費実費弁償等を支給しない。

4 前項の交通費実費弁償等は、役員等が前項の会議に出席する都度、現金により支給する。

5 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はひたちなか市職員給与に関する条例の規定を準用する。

(公表)

第8条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年1月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第4条に規定する報酬等の総額は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年12月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第4条に規定する報酬等の年額は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、評議員会決議の日から施行し、改正後の第4条に規定する報酬等の年額は、

平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成30年規程第7号）

1 この規程は、評議員会決議の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

付 則（令和元年規程第1号）

この規程は、令和元年6月26日から施行する。

付 則（令和5年規程第1号）

この規程は、評議員会決議の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和6年規程第1号）

この規程は、評議員会決議の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則（令和7年訓第5号）

この訓は、評議員会決議の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

役職	報酬月額	
常勤理事	279,700 円	

基本報酬：報酬月額×週の勤務日数／5

別表第2（第7条関係）

旅費額表

区 分	交通費 （鉄道・船・航空賃， その他の交通費）	宿 泊 費 宿泊費基準額 （1夜につき）円	宿泊手当 （1夜につき） 円
理 事 監 事 評 議 員	ひたちなか市職員の 旅費に関する条例の 規定による。		2,400

備考：旅費の支給方法等は、市職員の例による。